

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号)

1. 届出対象行為

良好な景観形成の方針の実現に向け、景観法に基づく届出対象行為は、これまでの景観形成の取り組み及び周囲の景観に与える影響等を考慮し、地域・地区ごとに以下のとおりとします。

(1) 景観計画区域

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ○高さが20mを超えるもの ○延べ床面積が5,000㎡を超えるもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ○高さが20mを超えるもの ○築造面積が5,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更	○当該変更に係る部分の土地の面積の合計が5,000㎡を超えるもの

(2) 関門景観形成地域

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ床面積が1,000㎡以上のもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	土地又は水面 ○面積が1,000㎡以上のもの のり面、擁壁 ○高さが3m以上かつ延長10m以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

2. 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限）

地域の景観特性をふまえ、良好な景観形成の実現に向け、守るべき景観形成基準は、以下のとおりとします。なお、個々の建築・開発等の行為を行うにあたっては、「良好な景観の形成にかかる方針」における「ゾーン別・エリア別の方針」の内容にそったものとなるよう配慮することを前提とします。

（1）景観計画区域

項目		景観形成基準
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成にかかる各ゾーン別の方針にそった景観形成に配慮したものとする。
建築物 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 前面道路や隣接地の状況を十分に認識し、建築物等の適切な配置に努める。
	高さ	<input type="checkbox"/> 地域の建築物等の高さや輪郭に配慮し、景観の連続性を損なわないように努める。
	意匠	<input type="checkbox"/> 通りの魅力を高め、表情豊かな外観を創り出すと共に、地域のまとまりや個性に配慮したデザインに努める。 <input type="checkbox"/> 外壁等の素材や色彩は、地域の景観特性に与える影響を認識し、周辺の環境と調和するように努める。
	外構	<input type="checkbox"/> 駐車場を建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> さく・塀・門・舗装等においては、周辺の景観に調和するよう形態・素材・高さ・色彩等に配慮する。
	敷地内緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木の保全に努めると共に、敷地内の緑化に努める。
	その他	<input type="checkbox"/> 看板やサイン等の広告物を設置する際には、周辺の景観と調和するよう規模、材質、デザインや色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付帯する設備は、建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明では、地域の景観特性に応じて景観形成を工夫するとともに、周辺への影響に配慮する。
土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 既存の地形や自然環境に十分配慮し、景観上支障となる長大なおり面や高い擁壁が生じないように努める。 <input type="checkbox"/> のり面が生じる場合には、周辺の植生と調和した緑化や修景に努める。

(2) 関門景観形成地域*

※地区番号は P18「関門景観形成地域」参照

①火の山地区

項目		景観形成基準			
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	□建築物等は、周辺の緑を損なわないように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。			
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 □建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。			
	色彩	□建築物等は、豊かな緑と融合する穏やかな色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
			N（無彩色）	6以下	—
	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	
		N（無彩色）	3以上9以下	—	
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	□既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。				
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	□土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等	□形質の変更はできるだけ行わない。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。				

②前田（火の山山裾）・壇之浦地区

項目		景観形成基準																										
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																										
建築物・工作物	配置	<p>□建築物等は、周辺の緑に調和するように配慮する。</p> <p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。）</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																										
	高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みや周辺のまちなみから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。</p>																										
	形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。</p>																										
	色彩	<p>□建築物等は、山裾の緑とそれに融け込む住宅地にふさわしい、暖かみのある落ち着いた色彩とする。</p> <p>□建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。</p> <table border="1" data-bbox="501 1317 1347 1630"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N（無彩色）	6以下	—	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N（無彩色）	3以上	—
		色相	明度	彩度																								
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																									
	N（無彩色）	6以下	—																									
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																									
	N（無彩色）	3以上	—																									
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。</p>																											
緑化及び外構等	<p>□できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。</p> <p>□駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。</p> <p>□擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																											

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

③唐戸地区

項目		景観形成基準																											
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・核ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																											
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																											
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																											
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																											
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、海峡のロマンを感じさせるまちなみにふさわしく、地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>全域</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR	全域	6以下	Y	全域	4以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	—
		色相	明度	彩度																									
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																										
	N(無彩色)	6以下	—																										
基調色	R、YR	全域	6以下																										
	Y	全域	4以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																										
	N(無彩色)	3以上9以下	—																										
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。																												
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																												

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

④市街地丘陵地地区、⑧彦島丘陵地地区

項目		景観形成基準																										
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・まちなみゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																										
建築物・工作物	配置	□建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。																										
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																										
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 □建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																										
	色彩	□建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N（無彩色）	6以下	—	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N（無彩色）	3以上	—
		色相	明度	彩度																								
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																									
	N（無彩色）	6以下	—																									
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																									
	N（無彩色）	3以上	—																									
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																											
緑化及び外構等	□できる限り既存木を残し周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 □駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 □擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																											
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） □海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）																											

	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。

⑤下関都心地区

項目		景観形成基準																										
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・核ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																										
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																										
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																										
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																										
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、商業・業務施設が集積する新しい中心市街地にふさわしい、品格と秩序を感じさせる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>6 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y</td> <td>5 以上 6 未満の場合</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>6 以上の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6 以上</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td>6 以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	N (無彩色)	6 以下	—	基調色	R、YR、Y	5 以上 6 未満の場合	3 以下	6 以上の場合	6 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6 以上	1 以下	N (無彩色)	6 以上	—
		色相	明度	彩度																								
屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下																									
	N (無彩色)	6 以下	—																									
基調色	R、YR、Y	5 以上 6 未満の場合	3 以下																									
		6 以上の場合	6 以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6 以上	1 以下																									
	N (無彩色)	6 以上	—																									
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																											
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																											

夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

⑥下関第2突堤地区、⑦彦島沿岸部地区

項目		景観形成基準																													
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																													
建築物・工作物	配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																													
	高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。</p>																													
	形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。</p>																													
	色彩	<p>□建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。</p> <p>□建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	—
		色相	明度	彩度																											
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																												
	N(無彩色)	6以下	—																												
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																												
	GY	5以上	1以下																												
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																												
	N(無彩色)	6以上	—																												
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																														
緑化及び外構等	<p>□既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。</p> <p>□駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。</p> <p>□擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																														

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 <input type="checkbox"/> (⑦彦島沿岸部のみ) 自然海岸が残る場所は保全に努める。

⑨彦島田の首地区

項目		景観形成基準																													
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																													
建築物・工作物	配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																													
	高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。</p>																													
	形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。</p>																													
	色彩	<p>□建築物等は、海辺の新たなゲートとして、明るく開放的な色彩とする。</p> <p>□建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	—
		色相	明度	彩度																											
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																												
	N(無彩色)	6以下	—																												
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																												
	GY	5以上	1以下																												
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																												
	N(無彩色)	6以上	—																												
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																														
緑化及び外構等	<p>□既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。</p> <p>□駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。</p> <p>□擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																														

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

⑩巖流島地区

項目		景観形成基準			
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	□建築物等は、緑や水際等の周辺環境を損なわないように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。			
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、島のシルエットと調和した高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に融け込む形態とする。			
	色彩	□建築物等は、豊かな緑や水際等と融合する緩やかな色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
			N（無彩色）	6以下	—
	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	
		N（無彩色）	3以上9以下	—	
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	□既存樹木の保全及び修復に努める。				
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） □海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	□土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等	□形質の変更はできるだけ行わない。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 □自然海岸が残る場所は保全に努める。				